

平成 26 年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第 5 回 臨 時 会 (第 1 号)

招集年月日	平成 26 年 10 月 28 日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時	開 会	平成 26 年 10 月 28 日 午前 10 時 50 分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
及び宣告	散 会	平成 26 年 10 月 28 日 午前 11 時 30 分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席 11 名 欠席 名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	議 長	佐 竹 一 夫	○	5	岩 根 和 博	○
	副議長	黒 川 民 次 郎	○	6	山 本 幹 雄	○
	1	原 克 美	○			
	2	福 島 教 次 郎	○	8	安 田 勝 司	○
	3	栗 原 進	○	10	簀 根 正 一	○
4	藤 原 修 治	○	12	西 嶋 二 郎	○	

会議録署名員	5番	岩根和博	6番	山本幹雄
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	景山良材	住民課長	渡邊泰文
	副町長	樋ヶ司	健康福祉課長	窪田英通
	教育長	田邊哲也	産業振興課長	烏田正輝
	総務課長	花田昇吾	建設課長	赤穴清
	企画財政課長	三上博通	大和事務所長	漆谷和彦
	定住推進課長	岡先宏和	教育課長	三上利三
	出納室長	小田運博		
職務により議会に出席した者の職・氏名	局長 野村 豊			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成26年美郷町議会第5回臨時会議事日程

(第18号)

平成26年10月28日(火) 午前10時50分開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会 期 の 決 定
3	<p>議案の上程、説明、質疑、討論、表決</p> <p>議案第71号 美郷町特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例の制定について</p> <p>議案第72号 美郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第73号 美郷町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第74号 美郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第75号 平成26年度美郷町一般会計補正予算(第3号)</p> <p>議案第76号 工事請負契約の締結について(平成26年災 湯谷上山線林道災害復旧工事)</p> <p>同意第1号 美郷町監査委員の選任について</p> <p>同意第2号 美郷町教育委員会委員の任命について</p>

(開 会 午前 10時 50分)

●佐竹議長

全議員出席であります。ただ今から平成26年美郷町議会第5回臨時会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により5番・岩根議員、6番・山本議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

ご異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決しました。

日程第3、議案の上程、説明、質疑、決議、討論、表決に入ります。本臨時会に提案を受けております議案は条例案4件、予算案1件、一般事件案3件の計8件であります。議案第71号から議案第76号までの6議案、並びに同意第1号、第2号の2件の計8件を一括上程いたします。

始めに議案第71号から議案第74号までの条例案について、順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

上程になりました議案第71号についてご説明を申し上げます。議案第71号、美郷町特別職の職員で常勤のもの給料の特例に関する条例の制定について。美郷町特別職の職員で常勤のもの給料の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年10月28日提出。美郷町長 景山 良材。次ページをお願いいたします。提案理由をご説明申し上げます。この度の町の自主点検の結果、源泉所得税の徴収漏れがあり、町民及び関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことにつきまして、町長及び副町長が管理者の責任が必要と判断され、町長及び副町長の給料を減額する条例を制定するものでございます。条例の内容につきましては、町長の給料の11月分を10%減額することを定めたものでございます。現在7.5%の給料減額しておりますが、それに加え減額前の給料、これ基本額でございしますが、10%を掛けた金額を減額するものでございます。第2条につきましては、副町長の給料の11月分を10%減額することを定めたものでございます。現在5%の給料を減額をいたしておりますが、それに加え減額前の給料、基本額でございしますが10%を掛けた金額を減額することによってでございます。附則といたしましてこの条例は、公

布の日から施行し、26年11月30日で失効するものでございます。以上が議案71号でございます。よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、健康福祉課長。

●窪田健康福祉課長

続きまして上程いただきました議案第72号について説明申し上げます。議案第72号、美郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年10月28日提出。美郷町長 景山 良材。提案理由でございますけれども、2枚めくっていただきまして新旧対照表をご覧ください。第2条、定義でございますが、福祉医療対象者を特定する法令等の規定でございます。その中の第1項第7号に、母子及び寡婦福祉法という定義がございます。これが9月定例会の時もご説明いたしておりますけれども、10月1日から題名変わりました、母子及び父子並びに寡婦福祉法というふうに改正されました。それに伴います題名の変更及び父子の規定がございまして、死別した男子というもの。それから並びに準ずるものとして、施行令で規定をしておりましたけれども、題名の改正と共に父子自体を、きちっとした形で規定をされましたので施行令を削るものでございます。次のページをご覧ください。同条第3項でございますが、この中に難病等の同患者に対する規定がございます。これが第6号でございまして、特定疾患治療研究事業実施要綱というところで難病の指定をしておりましたけれども、27年1月1日施行ということで難病の患者に対する医療費等に関する法律というのが施行されます。これに伴いまして、この6号につきまして法律名を挙げさせていただくものでございます。附則といたしまして、施行期日を公布の日から施行してまして第2条第3項、難病患者の規定でございますが、これにつきましては、法が施行されます平成27年1月1日から施行するという規定。経過措置につきましては10月1日施行が母子及び父子並びに寡婦福祉法でございますので、遡及適用ということでございますので、その間に対する経過措置という規定を設けております。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

上程になりました議案第73号についてご説明いたします。議案第73号、美郷町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成25年10月28日提出。美郷町長 景山 良材。次ページをお願いします。美郷町の簡易水道事業の一部を改正する条例につきまして、第30条の第3号及び第4号中の5400円括弧税込を5000円に改めるということで、附則としてこの条例は、公布の日から施行するということでございます。次のページに新旧対照表を見ていただきますと、その中の30条というのは手数

料ということになっております。手数料の中の設計審査手数料括弧4で工事検査手数料というのがあります。これは水道下水道の施設を新たに設置される場合に、適正に設計なりされておるか、また終わった後に適正に設計どおり現場が施工されているか。まあ個人の住宅の宅地内のことですが、それにつきまして、それぞれこの5400円の金額を請求しておるわけですが、条例上税込みとなっておりますのを、改正後5000円ということで変更するものであります。以上が議案第73号の上程でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

上程になりました議案第74号についてご説明を申し上げます。議案第74号、美郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成26年10月28日提出。美郷町長 景山 良材。次ページの、次をめくっていただきますと新旧対照表が付いておろうかと思えます。提案理由をご説明申し上げます。時代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための、次世代育成支援対策法の一部を改正する法律の交付により、児童扶養手当法の一部が改正され関係条文の条ずれに伴う条文の整理を行うものでございます。附則といたしましてこの条例は、平成26年12月1日から施行するものがございます。以上が議案74号でございます。よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

続いて議案第75号の予算案について提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、企画財政課長。

●三上企画財政課長

ただ今上程になりました議案第75号についてご説明を申し上げます。議案第75号、平成26年度美郷町一般会計補正予算括弧第3号。平成26年度美郷町の一般会計補正予算括弧第3号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ74億1599万1000円とする。平成26年10月28日提出。美郷町長 景山 良材。最後のページになります4ページをお願いをします。3、歳出でございます。款2、項1、目1、一般管理費、補正額3万8000円の減額でございます。説明欄のところでございます。一般管理費、特別職給料13万8000円の減額でございますが、これは先ほど議案第71号で説明がありました町長・副町長の給与1カ月分の減額相当額でございます。それからそう下、その他負担金でございます。これは島根県町村会で広島市への災害見舞金を送るということが決定をされました、その負担部分が10万円でございます。それから目10、諸費4万5000円の増額補正でございます。これは源泉所得税の自主点検によりまして、徴収漏れに係る延滞税、それから不納付加算

税でございます。合計で4万5000円でございます。それから、款14、項1、目1とも予備費でございます。7000円の減額でございます。この度の補正に伴いまして7000円の一般財源が不足を生じたことから予備費を減額をするものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

続いて議案第76号、同意第1号、第2号について順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

それでは上程になりました議案第76号についてご説明いたします。議案第76号、工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めます。平成26年10月28日提出。美郷町長 景山 良材。記。1番、契約の目的、平成26年災湯谷上山線林道災害復旧工事。2、契約金額、9018万円。3、契約の相手方、美郷町石原254番地1、岡山産業有限会社、代表取締役 岡山 勝樹。4、契約の方法、指名競争入札であります。この請負工事の内容についてご説明をいたします。平成26年10月24日に指名競争入札を行いました。入札参加者は漆谷建設株式会社、岡山産業有限会社、上原土木有限会社、邑東建設有限会社、大社建設株式会社、置名土木有限会社、大五建設有限会社、以上7社でございます。落札者は岡山産業有限会社 代表取締役 岡山 勝樹で落札金額は8350万円です。消費税668万円を加えた請負契約金額は9018万円であります。仮契約は平成26年10月27日に締結をしております。工期は本件議決日の翌日から起算をいたしまして、平成27年3月30日までとするものでございます。施工場所は湯谷地内の千原温泉口下流2キロメートル付近でございます。主な工事内容として、土砂の取り除き9500立米、植材吹付け411平米、現場吹き付け法枠1754平米、ガードレール13メートルでございます。今現場の方は、上部を緊急治山の方で、県事業ということで今施工中であります。法枠、今岡山産業有限会社が県の治山工事をとりまして、併せて法面工の方を最近発注となりまして、平成建設の方で法面工という、別発注で発注がされております。今回発注しておりますのは、土工と法面併せた形で発注をしたということでございます。以上議案第76号でございます。よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

同意第1号についてご説明を申し上げます。美郷町監査委員の選任につきましては、地方自治法に基づいて議会の同意を得て選任することとなっております。この度、美郷町監査委員であります矢渡 升氏は、平成26年10月31日に任期満了となりますので、引き

続き同氏を選任したいので議会の同意をお願いするものでございます。詳細につきましては総務課長をもって説明いたさせます。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

上程になりました同意第1号についてご説明を申し上げます。同意第1号、美郷町監査委員の選任について。美郷町監査委員に下記の者を選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。記。住所、美郷町湯抱444番地10。氏名、矢渡 升。生年月日、昭和24年9月13日。平成26年10月28日提出。美郷町長 景山 良材。提案理由でございますが、美郷町監査委員、矢渡 升氏が平成26年10月31日で任期満了のためでございます。以上でございます。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

続いて同意第2号について説明を申し上げます。美郷町教育委員の任命につきましては、地方行政の組織及び運営に関する法律に基づき5名の委員を任命をしているところであります。この度5名の委員のうち三上 邦彰氏は、平成26年11月5日に任期満了となります。後任に日高 美智子氏を任命したいので、議会の同意をお願いするものでございます。詳細につきましては、総務課長をもって説明をいたさせます。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

上程になりました同意第2号についてご説明を申し上げます。同意第2号、美郷町教育委員会委員の任命について。美郷町教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。記。住所、美郷町都賀西262番地。氏名、日高美智子。生年月日、昭和32年1月29日。平成26年10月28日提出。美郷町長 景山 良材。提案理由でございますが、美郷町教育委員会委員、三上 邦彰氏が平成26年11月5日で任期満了のためでございます。よろしく願いいたします。

●佐竹議長

以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。始めに議案第71号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、議案第71号の質疑を終わります。続きまして議案第72号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、議案第72号の質疑を終わります。続きまして議案第73号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●佐竹議長

8番。

●安田議員

1点ほどちょっとお聞かせ願いたいと思います。手数料の減額と言いますか5400円が5000円ということですけども、5400円の時税込みという表示がありますけども、この度の改正の5000円については、それがありませんけども、これは税は別というように解釈してよろしいのでしょうか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

基本的に非課税と言いますか、この手数料については課税をしないということになっておりまして、そのために訂正をするものであります。

●佐竹議長

8番。

●安田議員

そうでしたら前と同じように5000円で税込みという表現にするんじゃないんですか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

前回は5400円税込みということで、税をもともと税込表示で入れておったんですが、そもそも手数料自体が非課税扱いになるものということで、この度の改正の中では5000円ということで、5000円の中に税が含まれるという意味ではありませんし、今後別途税を、別に賦課すると、請求の時に、そういったものでもないということです。

●佐竹議長

8番。

●安田議員

そうすると、今まで5400円ときに税込みで取った分は返さなければいけないような事になるんじゃないですか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

実際そういったケースがあれば自然的にそうなるわけですが、まあ幸いにて言いますか、

今までこの手数料設計とか検査手数料というのは、実際に取ってはおりません。何故かという、基本的に設計とか検査つきましてはかなり大規模な、まあ都会でいいますと、ちょっと大きなビルですね、まあそういったもので、いろいろな外部に委託しながら、設計審査をせにゃーいけんとか、かなり大きなものを想定したものの、設計審査や完了検査、そういったものでございますが、今まではほとんどが個人住宅、一般住宅でございますので、職員の知識で十分設計審査なり、それから完了検査なりが可能なものでございます。と言った形で今まで美郷町になってから、なる前、以前も含めまして設計料とか、それから完了検査料とかという形で手数料は請求もしておりませんので、そういったもの発生は、今までもなかったということでございます。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

非課税取引であるということが判明したのは何時の時点で解かったわけですか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

本年になりまして、いろいろいろいろな消費税の関係が、まあ先ほど消費税のこともありますが、そういったものも含みまして、近隣周辺の情報交換の中でも、そういったことで再度税務署等も最終確認をいたしまして、本年その非課税、手数料にそもそも消費税は付かないんだということで、税金は付かないということを確認いたしましたので、ちょっと遅れましたけれども、今回の上程をさしていただいたということでございます。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

そういった事は職員の方がですね、事前に知るべきことではなかろうかと思うんですけど、それが今まで分からなかったということでしょうか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

おっしゃるとおりでありまして、今までまあ実際問題、条例にはあるんだけど、使用してなかったと、請求をしてなかったということで、まあそもそも条例を見て、あ、これ税込みということで税金が掛つとったんだけど、まあ今までこの条例を使って請求業務というのが無かったために、そもそもこの手数料という条例の中に、税金が入るとということも職員ちょっと認識がなかったということで、で改めて条例の見直しとか、消費税とかの見直しとかいろいろあったものですから、条例を再度見直したら、条例の中に税込みという表示があるので、これはやっぱり必要ないものでありますから、今までも使った

ことはないんですが、実績は無いんですけども、そういった形で間違いの条例の中に謳ってあるわけで、これを修正せにゃいけないということで遅くなりましたが今回の上程になったというところであります。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

たまたま税の徴収がなかったからその被害がなかったわけでありますけど、これは先ほどの復興税と何かパターンが似たような感じでありますけど、職員の方もっと勉強していただいて、間違いのないようによろしくお願いします。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

おっしゃるとおりであります。まあこれに限らずいろいろな住民さんに関係する利害関係のあるもの、特に注意をして改めて条例とかそういった例規集見直していきたいというふうに思います。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、議案第73号の質疑を終わります。続きまして議案第74号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、議案第74号の質疑を終わります。続きまして議案第75号に対する質疑に入ります。質疑をされます方はページ数を言ってからお願いします。質疑はありますか。

(なしの声)

●佐竹議長

質疑が無いようですので、議案第75号の質疑を終わります。続きまして議案第76号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

●佐竹議長

6番。

●山本議員

議運のときにお話を申し上げたんですが、実はかなり大きな工事だということで、いろんな方から難しい工事2年も係ってやっと着工するような工事でありまして、住民の方からいろいろ聞かれるんですが、その時に簡単な見取図じゃおかしいんですが、どういう形

に仕上がるんだということぐらいは知りたいんで、図面をお願いしたいということを申し上げておきましたが、そのことはどうなったでしょうか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

一応ですね、標準横断図を総務課に渡して、データとか紙でということではあったんですが、タブレットには入っていないようですが、紙で配ってあるかと思っておりましたが、一応用意はしております。標準横断です。平面と言いなしても細かいところが分からないので、A版の大きさをやっておりますので、後ほどお配りをいたします。失礼しました。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

総務課でございまして、先ほど資料につきましては建設課の方で用意していただいて、それからデータもいただいて、そのものも一緒に、今回のこの議案の部分と一緒に、局長の方へあげたつもりではございませんが、責任逃れではございませんが、大変回しまわしになってしまいました。いずれにしても私どもの準備が徹底されてなかったというぶんでございます。大変申し訳ございませんでした。

●佐竹議長

10番。

●箕根議員

大変な災害でございましたけど、この27年3月30日が工期とされておりますが、これで全ての復旧が完成するのでしょうか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

はい、すべての工事が終わります。一応県の工事、緊急治山の方は2月目途に完了する予定で、その後美郷町分も全て。ガードレールが最後になりますが設置をして終わりということでございます。まあ30日となりますが、なるべく早く終わるように、現場の方は工期の早いうちに1日でも早いうちにといいふうには言っております。以上です。

●佐竹議長

10番。

●箕根議員

また冬季を迎える訳でございませけど、昨年も避難生活というか、余儀なくされておられる方もおられましたけど、今年度ももう1年冬季を迎えるわけですけど、その辺の状況はどういうふうな状況になっているのですか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

おっしゃるとおりで、昨年随分地元の方には御迷惑をお掛けしました。本年もやはり同じような形になりますので、昨年と同じように万全の構えをしております。リースの除雪機械を1台上山の方へ置いておりますので、業者を付けて逐一10センチとは言わずに、もう5センチ白くなったら除雪するという体制でおります。そして一応台風も終わりました、落ち葉もそろそろ全部落ちたかなと思います。落ち葉が落ちた段階で一応清掃するように、昨年もしました。なぜかと言うと、あそこは凍結をしますので、落ち葉が有りますと滑りやすいということで話を聞いておりますので、事前にその辺のところを除去をして、で降雪時期は先ほど言った様な形で、万全の体制をしたいというふうに思っております。以上です。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、議案第76号の質疑を終わります。続きまして同意第1号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、同意第1号の質疑を終わります。続きまして同意第2号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、同意第2号の質疑を終わります。

以上で議案の質疑を終わります。これより、議案の討論、表決に入ります。

始めに議案第71号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありますか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第71号・美郷町特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第72号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第72号・美郷町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第73号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第73号・美郷町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第74号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第74号・美郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第75号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第75号・平成26年度美郷町一般会計補正予算第3号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第76号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、討論を終わります。これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第76号・工事請負契約の締結、平成26年災湯谷上山線林道災害復旧工事について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして同意第1号につきましては、人事案件でありますので討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りします。

同意第1号・美郷町監査委員の選任についてであります。矢渡 升氏に同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

異議なしと認めます。よって、美郷町監査委員に矢渡 升氏を選任することに同意されました。続きまして同意第2号につきましても、人事案件でありますので討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りします。

同意第2号・美郷町教育委員会委員の任命についてであります。日高 美智子氏に同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

異議なしと認めます。よって、美郷町教育委員会の委員に日高 美智子氏を任命することに同意されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、平成26年美郷町議会第5回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉 会 午前 11時 30分)